

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南砺市長 田中 幹夫

市町村名 (市町村コード)	南 砺 市 (162108)
地域名 (地域内農業集落名)	広塚 地区 (広安、田屋、石田、八塚、寺家、院林)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月30日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現状: 平地地域で農地の区画は概ね30a、用水や農道は整備されている。経営形態は集落営農、会社組織、個人の認定農業者等が区域農地面積の78.54%を占め、その他は認定農業者以外の個人である。

課題: 特に認定農業者以外の個人経営は高齢化や後継者不足に加え、採算性が見込めないなどによる廃止(縮小含む)意向であり、その受け手となる認定農業者などの経営の強化効率化を勧め安定継続を図る必要がある。なお、農用地の集積・集約化についてはこれまでの経緯や集落境農地の調整が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻を主要作物としつつ、転作などにおいて効率的な団地化を拡大継続し、その作物として現行の主に大麦、大豆や玉ねぎなどの野菜、加工米・飼料米などであるがいずれにしても国等の補助事業の活用やJAの栽培方法の指導協力、スマート農業の導入促進を図り、更なる収益、効率化を推進する。

・行政やJAなどの関係機関と認定農業者等の担い手による協議を継続し、更なる農地の集積を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	351.92 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	351.92 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地で農業上の利用が行われる農地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

広安集落は、多くの農地が集落の営農組織と個人経営の担い手2名と集落外の担い手により多くが集積されている。個人経営者も数件の農業者がいるが、継続できないときは集落の営農組織が集積する。麦や大豆の生産を拡大、団地化を推進し、集約して栽培を行う。

田屋集落は、集落内に営農組織と担い手1戸が存在する。農用地の多くは、集落営農組織が集積している。また、個人経営者も数軒存在し、他地域の営農組織が3組織参入している。集積は集落内営農組織が中心となるが、他の組織も担うこととなる。

石田集落は、担い手が存在していない。農地のほとんどが近隣集落の法人1社が集積しているが個人経営者も十数軒存在する。集積は、近隣の法人が実施する。

八塚集落は、農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地化面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

寺家集落は、隣の法人組織に多く集積しており、他の担い手も入作している。個人経営もまだ多くいるが、集落内での担い手を育成し集積するか、近隣の担い手が集積する。

院林集落は、農業者の平均年齢が60歳以上と高齢化が進み、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を勧めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交えた地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が緊急の課題である。

このため、分散する担い手の農地集約化するとともに、地域で取り組める新たな作物として飼料作物の栽培方法を検討していく必要がある。

地域の特産物であるコシヒカリについて有機農業の取組を段階的に進めるために農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。併せて新たな作物として飼料作物の団地化を進める。

また、地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用するものを確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地再分配を進めることができるような必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

個人経営の利用者が営農継続が出来なくなった場合などは、担い手への集積・集約化が進め、農地バンクを活用していく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

農地を保全していくため、市やJA等と連携し、地域内外からの多様な経営体の受け入れに努める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①中山間地域では、鳥獣被害も大きいので、侵入防止柵や檻など鳥獣被害防止策をしっかりと行う。
- ②側条施肥、直播等の環境にやさしい低コスト生産を推進する。
- ③新たなスマート農業の導入も検討して、作業の効率化・省力化を図る。
- ⑦大麦収穫後の適切な圃場管理をはじめ、畦畔等の適期除草を徹底し、農村環境保全に努める。
- ⑧拠点となる農業用施設へ機械を集約するなど、効率的な営農体制の整備を推進する。